

第113回京都市消費生活審議会

1 開催概要

- (1) 日 時 平成29年7月12日(水) 午前10時30分から正午まで
- (2) 場 所 京都市消費生活総合センター研修室
- (3) 出席者 ○消費生活審議会委員20名(五十音順)

宇津 克美委員, 大本 久美子委員, 岡村 公子委員, 門谷 晴雄委員,
川口 恭弘部会長, 川村 幸委員, 才寺 篤司委員, 佐久間 毅部会長,
谷田 輝恵委員, 長野 浩三委員, 日比野 敏陽委員, 藤井 秀子委員,
松井 元子委員, 山本 克己会長, 山本 純委員, 山本 隆英委員,
若林 靖永部会長, 渡邊 孝子委員

●京都市

文化市民局

局長 吉田 良比呂

くらし安全推進部長 土井 保志

消費生活総合センター長 柴田 洋志 ほか

くらし安全推進課

環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課

2 傍聴者

5名

3 開会

- (1) 京都市文化市民局長 挨拶
- (2) 委員の紹介

4 審議内容等

議事

- (1) 審議会の構成について
- (2) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)の平成28年度推進状況について
- (3) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)平成28年度重点課題に対する取組状況について
- (4) 京都市消費生活基本計画(第2次計画)平成29年度重点課題に係る実施計画について

○議事（１）審議会の構成について

「会長の選挙」について山本克己委員を選定。山本会長から挨拶

「会長職務代理者」に若林委員を選定

「部会の設置」で表示・包装適正化部会，消費者苦情処理部会，消費者教育推進部会，
の三つの部会を設置。

「部会長の選挙」部会長の選定

表示・包装適正化部会 若林委員

消費者苦情処理部会 川口委員

消費者教育推進部会 佐久間委員

事務局から委員の構成の変更について説明。

○山本会長

まず，議事(2)と議事(3)について，事務局から説明願う。

～ 事務局から，資料2，追加説明，資料3について説明 ～

○山本会長

只今の説明に対して，何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○長野委員

資料3の12ページ以下の食品表示監視業務の実施に関して，定期パトロール，買い上げ調査等を行っているということだが，その体制について，大体何人ぐらいで取り組んでいるか，専従でやっているのか，兼業でやっているのかという点をお教えいただきたいということが一点。もう一点は，14ページの取組実績3の指導等で，文書注意2件，口頭注意10件の指導をしていると思うが，指導後の改善状況の確認をどうしているのか教えていただきたい。

●事務局

地方分権一括法により平成28年度から，この業務を実施することとなった。この業務のために係員が2名増員され，係長については相談係長が兼務をしているが，専任の担当者2名で平成28年度は実施した。

調査については，店舗数は定期パトロールが60店舗，買上調査については，カット野菜等11検体，その他，うどん・そばについて実施した。

文書注意の2件については，改善状況は文書でいただくことになっており，その点はき

っちりと指導しており、口頭注意についても、改めて確認をしている。

○山本会長

議題（４）について事務局から資料の説明を願う。

～ 事務局から資料４について説明 ～

○山本会長

只今の説明に対して、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○佐久間委員

重点課題１と重点課題３の関係について、重点課題１と重点課題３は、その重点課題名は違うが、推進施策名は１７、１８が被っていて、重点課題３というのは、重点課題１の一部に見えるということと、それだけではなく消費者市民社会を形成するための取組というのは取組全体をまとめて推進していこうというのが消費者教育の推進なので、そういうことから、重点課題１と重点課題３というのは、別に立てるのが駄目だというわけではないが項目を立てるとしたら、視点がはっきりと違う方がいいと思う。事業の中身についての異論ではないが、この重点課題１と重点課題３をわざわざ分けて立てられているのは何故かという説明をいただきたい。

●事務局

特に重点課題１の「さまざまな手法」について、重点課題３では個別に手法を３点ほど取り上げて、説明しているという形になっている。例えば、教育委員会との連携では、消費者トラブルを解決する方法をロールプレイングで学べると書いているが、これは消費者被害に遭うというシチュエーションで、皆さんで寸劇をしていただく。寸劇をするとよく分かるので、シナリオを作り、それを教育委員会なり学校なりに提供して進めていこうと思っている。

大学学生課と連携した学生向け消費生活情報の発信については、大学の先生がおられる前で恐縮であるが、大学間の連携というのが、属人的な要素になっていて、組織的に連携されている状況ではない感じがするため、大学の学生課の方と市のセンター、府のセンター、そして弁護士会と一緒に、被害情報の共有や、発信をさせていただきたいと考えている。

幅広い年代を対象とする参加型イベントについては、今まで世代別にやっているイベントを列挙したものである。こういう手法について着目して重点課題１で申し上げたが、重点課題３については、専ら消費者市民社会を形成するための取組として掲げており、今、申し上げている２つの取組については、エシカル消費、倫理的な消費ということを消費者

庁でも普及促進に取り組んでおり、それに沿ったイベントということで、この2つをあげている。

どうしてもイベントを実施するという立場で章立てを考えており、重点課題1と重点課題3が、項目分けとしては、被っているというのは先生の御指摘のとおりだが、分類については、今申し上げたようなところである。

○山本会長

推進施策の18も重点課題の2と3と両方に被っているし、やりたいことは推進施策のほうで、それを大きな目で見たとときに幾つかの重点課題に包含されるということが有り得るという整理ということである。

○長野委員

重点課題2の高齢者等の消費者被害未然防止のための連携強化の拡充という点で、高齢者の消費者被害が非常に多発している状況があるため、京都市において推進していくことは非常に重要と思っている。60歳以上の高齢者の相談は相談件数の35%を超えると思うが、その中でも訪問販売、電話勧誘販売の被害が非常に多発している状況かと思う。

訪問販売規制については、国の規制がなかなか進まない状況の中で、各地方自治体で漸進的な取組がなされている例がいくつかあると承知している。

滋賀県野洲市では、くらしの支えあい条例で訪問販売業者の登録制の導入や、「訪問販売お断り」のステッカーを貼った家庭への訪問の禁止という様な取組がなされている。

奈良県消費生活条例の不当な取引行為の指定の告示の改正があり、ステッカーなどによって勧誘を拒絶する意思を表明している消費者の住居を訪問することについては、不当な取引行為と明示している。

京都府消費生活条例の解説でも、訪問販売お断りステッカーを貼った家庭への訪問は不当な行為となっている。京都市の条例の禁止行為の中でも、拒絶後の勧誘は不当な取引行為になっているので、訪問販売お断りステッカーを貼った家庭への訪問販売取引について、条例の執行ができる体制にあると思っている、解釈の問題もあると思うが、訪問販売お断りステッカーを貼った家庭への訪問について、京都市消費生活条例の適用、指導等について強化していただければと思っている。

京都弁護士会では、訪問販売お断りステッカーを作成し、東山区の新道学区と協働し、全戸配布したうえで、違反業者の通報を受けて、調査や必要があれば弁護士会の有志で作った弁護団につないで被害救済をするような取組もしようと思っているので、京都市でも条例を適用するようにし、京都弁護士会とも連携して、高齢者の消費者被害の防止を進めていただければと思う。

●事務局

訪問販売の再勧誘の禁止は特定商取引法で禁じられているので、再度の勧誘、執拗な勧誘については、指導対象となるし、措置権限を持っているのは京都府であるため、連携して取り組むということになる。規則上の文言は、府も市もあまり変わらない。府では、条例の解釈集として、門扉の所に掲示している場合が挙げられており、違いは門扉の所に掲げた貼り紙が一回目の拒絶に当たるかという解釈とと思っている。

訪問販売についての相談も多い中で、京都府・京都府警察と二箇月に一回情報交換し、事例を共有している。委員御指摘の、門扉等に訪問販売を拒絶する貼り紙を貼付することによって、一度目の拒絶という取扱いをしている都市もあるので、研究していきたいと考えている。

○長野委員

ぜひ検討いただきたい。

訪問販売の特性というのは、一旦ドアを開けて話し始めてしまったら、結局そこから断りきれないというところに一番の被害発生の要因がある。とにかく会わせないことが非常に重要で、そのステッカーを貼ってあったら、そこで訪問はそれ以上進むことが禁止されるというところがみそだと思うので、検討いただきたい。

○山本会長

今の点は運用について調査、研究ということをしていただけるということなので、よろしくお願ひしたい。

○川村委員

重点課題1で、新規で大学生の横のつながりを広めていって共有していきたいという話だったが、同志社女子大学と動画を作られ、見せてもらったが、すごくよくできていた。せっかく作られたのだから、例えばこの審議会等で共有し、いろいろな大学の皆さんに見ていただければ、啓発が広がるので、要望としてお伝えする。

○事務局

動画については、この動画以外にもあるので、それも併せて、府市協力して、上映できるところでは上映していきたいと思っている。

○山本会長

今の動画について、大学コンソーシアム京都と何か連携されたりはしているのか。

○事務局

大学コンソーシアムとの連携も枠組みの中でやっていくことも考えていきたい。

○山本委員

同じく重点課題1で、ロールプレイングでやるというのは分かりやすいので、そこは同感するが、先生方は非常に忙しい。そのような状況で、どこまでやってもらえるのかと思う。教育委員会とかにお願いをして、PTAの本部役員、また学校に対して協力的な保護者は当然いるので、協力を依頼してはということが一点目。

二点目は先日、高校の全国組織の会議に行ったときに、中央官庁の方から、個人情報保護で名簿の取扱いに関して罰則が強化されたという話があった。PTAの中でも名簿に対しての取扱いに関しては比較的緩い考えの方が多いので、そこを強化して行かなければいけないという話をした。この名簿は先ほど他の委員がおっしゃったように、訪問販売とか電話勧誘とかのきっかけになりうるので、その啓発も含めていかないと、トラブルを未然に防ぐというところにつながっていかないとと思うので、よろしく願います。

○事務局

今、御意見いただいたとおりで、学校の先生は、小、中、高に関わらず非常にお忙しいので、御提案いただいたPTAの御協力を得て、そこから広めていくとか、そういうことも教えていただきながら、進めていきたい。

○山本会長

個人情報保護法の強化は、今年5月30日から改正法が施行されたはずである。所管省庁は総務省で、おそらく総務省がそういう説明をしたのではないかと思う。名簿の扱いというのは、どこも頭の痛いところで、確かに名簿らしき冊子を見つけると、それを古紙回収の方が分別して、また業者に渡す、売るといようなこともあり得るので、紙媒体でどれだけ持つのがいいのかというのは非常に難しいところである。その辺は単に学校だけの問題ではなくて、全体的に行政機関に関連するような団体などで、御注意いただきたいと思う。

御意見のある方もおられるかと思うが、これで本日の審議を終えさせていただきたいと思う。

それでは最後に、事務局から発言願う。

～ くらし安全推進部長 挨拶 ～

○山本会長

どうもありがとうございました。それでは第113回の消費生活審議会を終了する。

(終了)